

海外からの肉製品の日本国内への持ち込みに対する対応の厳格化について

2019年4月15日
在イスラエル日本国大使館

海外からの肉製品の違法な日本国内への持ち込みに対する対応が、4月22日より厳格化されます。今回の制度厳格化の対象としては、お土産品や個人消費用もその対象となり、輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象となりますので、ご注意ください。

海外からの肉製品の持ち込みに関する詳しい情報につきましては、以下の動物検疫所ウェブサイトをご確認願います。

○動物検疫所ウェブサイト

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>